

改正

令和5年3月28日告示第66号

那須塩原市街なみ環境整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、那須塩原市補助金交付規則（平成17年那須塩原市規則第51号）に定めるもののほか、那須塩原市街なみ環境整備事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、本市の街なみ環境整備促進区域において、建築物等の整備又は改善を行う者に対し当該整備又は改善に要する費用の一部を予算の範囲内において補助することにより、地域固有の良好な景観及び美しく風格ある郷土の形成並びに歴史的特性を生かした潤いのある豊かな街なみ形成を促進することを目的とする。

(定義)

第3条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 街なみ環境整備事業 社会資本整備総合交付金交付要綱について（平成22年3月26日付け国官会第2317号国土交通事務次官通知）別添の社会資本整備総合交付金交付要綱附属編第Ⅱ編交付対象事業の要件第1章基幹事業イ-16-(9)街なみ環境整備事業（以下「制度要綱」という。）2. 定義第1項第4号に規定する街なみ整備助成事業をいう。
- (2) 街なみ環境整備促進区域 制度要綱2. 定義第2項第6号に規定する街なみ環境整備促進区域をいう。
- (3) 街づくり協定 制度要綱7. 街づくり協定の承認の規定により市長が承認した街づくり協定をいう。
- (4) 建築物等 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1項に定める建築物をいう。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象者は、市内の街なみ環境整備促進区域内において街づくり協定を締結している者で、同協定に適合する街なみ環境整備事業を実施するものとする。

(補助対象事業)

第5条 補助金の交付の対象となる事業は、別表に定めるところとする。

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、補助対象事業に要する経費の3分の2以内又は別表に定める補助限度額のいずれか少ない額とする。

2 前項の規定により算定した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

3 補助金の交付は、同一建築物等に対し、別表の左欄に掲げる補助対象事業の区分のいずれか1回限りとする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、街なみ環境整備事業補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 位置図

(2) 設計図書(実施する事業が街づくり協定に適合していることが分かるもの)

(3) 補助対象事業に係る見積書の写し

(4) 現況写真

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定する。この場合において、交付申請額の総額が予算額を超えるときは、抽選により交付を決定する。

2 市長は、前項の審査を行うときは、当該審査に係る街づくり協定に規定する協定運営委員会又は建築士その他の建築物等の景観に精通している者の意見を聴くことができる。

3 市長は、第1項の決定をしたときは、街なみ環境整備事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(交付決定の変更の承認申請)

第9条 前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、第7条に規定する申請書に記載した内容を変更しようとするときは、街なみ環境整備事業補助金変更交付申請書(様式第3号)に、変更後の内容を記載した第7条各号に掲げる書類のうち必要なものを添えて、速やかに市長に提出し、その承認を得なければならない。

2 市長は、前項に規定する変更交付申請があったときは、その内容を審査の上、変更の承認の可

否を決定し、街なみ環境整備事業補助金変更交付決定通知書（様式第4号）により、当該変更交付申請書を提出した者に通知するものとする。

（申請内容の中止）

第10条 交付決定者は、申請書又は変更交付申請書に記載した内容に係る事業を中止しようとするときは、街なみ環境整備事業補助金中止申請書（様式第5号）を速やかに市長に提出し、その承認を得なければならない。

2 市長は、前項に規定する中止申請があったときは、その内容を審査の上、中止の承認の可否を決定し、街なみ環境整備事業補助金中止決定通知書（様式第6号）により、当該中止申請書を提出した者に通知するものとする。

（実績報告）

第11条 交付決定者は、補助対象事業が完了したときは、街なみ環境整備事業補助金実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、速やかに市長に報告しなければならない。

- （1）経費精算内訳書
- （2）支払証明書（領収書等の写し）
- （3）契約書の写し
- （4）完了写真
- （5）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第12条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、街なみ環境整備事業補助金確定通知書（様式第8号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第13条 交付決定者は、前条の規定による補助金の額の確定後に、街なみ環境整備事業補助金請求書（様式第9号）により市長に請求するものとする。

（適正な管理）

第14条 この告示の規定により補助金の交付を受けた者は、補助金の交付の対象となった建築物等について適正な管理を行うよう努めなければならない。

（補助金の交付決定の取消し）

第15条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を補助対象事業の用途以外の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件又はこの告示の規定に違反したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、補助金を交付することが適当でないと市長が特に認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、街なみ環境整備事業補助金交付決定取消通知書（様式第10号）により通知するものとする。

（その他）

第16条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日告示第54号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月28日告示第66号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第5条、第6条関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助限度額
建築物等外観修景事業	建築物等の新築、増築、改築、修繕、色彩の変更その他の街なみ環境の整備に要する費用	200万円
建築設備等修景事業	屋外に露出して景観を阻害している給排水設備、空調設備、電気設備、広告物の除去、隠蔽その他の街なみ環境の改善に要する費用	100万円
外構修景事業	門、塀、柵、植栽、街灯の整備その他の街なみ環境の整備に要する費用	200万円